

常滑市やきもの散歩道地区景観条例

目次

第1章 総則（第1条―第5条）

第2章 常滑市やきもの散歩道地区景観計画（第6条・第7条）

第3章 行為の規制等（第8条―第13条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第14条・第15条）

第5章 助成（第16条）

第6章 常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議（第17条―第19条）

第7章 景観アドバイザー（第20条）

第8章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関する必要な事項及び常滑市やきもの散歩道地区（以下「地区」という。）における景観形成に関する基本的な事項を定めることにより、地区の良好な景観形成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるものとする。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、地区の良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、地区の良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する地区の良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、地区における事業活動に関して良好な景観の形成に積極的な役割を果たすものとする。

2 事業者は、市が実施する地区の良好な景観の形成に関する施策に協力するものとする。

第2章 常滑市やきもの散歩道地区景観計画

(策定)

第6条 市長は、地区の良好な景観の形成を総合的に進めるため、法第8条第1項の規定により常滑市やきもの散歩道地区景観計画（以下「景観計画」という。）を定めるものとする。

(景観計画への適合)

第7条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するように努めなければならない。

第3章 行為の規制等

(届出を要する行為)

第8条 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（以下「土地の開墾等」という。）
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆（たい）積（以下「土石等の堆（たい）積」という。）

(届出の適用除外)

第9条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等のうち、戸建自己用住宅の建築等並びに建築物の増築、改築又は移転に係る床面積の合計が10平方メートル以下のもの及び外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 法第16条第1項第2号に規定する工作物の建設等のうち、戸建自己用住宅の建築等に伴うもの並びに工作物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条で指定する工作物に該当しないもの及び工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 法第16条第1項第3号に規定する開発行為並びに土地の開墾等、木竹の伐採及び土石等の堆（たい）積のうち、戸建自己用住宅の建築等に伴うもの及び行為に係る面積が500平方メートル未満のもの
- (4) 土石等の堆（たい）積のうち、堆（たい）積の期間が60日以内のもの及び焼き物の製造に

係るもの

- (5) 前各号に掲げる行為のほか、良好な景観の形成に支障がないと市長が認める行為
(指導)

第10条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出があった場合において、良好な景観を形成するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(公表)

第11条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨、当該勧告の内容並びに当該勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(特定届出対象行為)

第12条 法第17条第1項の条例で定める特定届出対象行為は、法第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等及び同項第2号に規定する工作物の建設等のうち、第9条第1号及び第2号に規定する行為を除くすべての行為とする。

(勧告及び命令)

第13条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を行う場合及び法第17条第1項又は第5項の規定による命令を行う場合において、必要があると認めるときは、常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議の意見を聴くものとする。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(指定等)

第14条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

- 3 前2項の規定は、法第27条第1項及び第35条第1項の規定による景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

(管理方法の基準)

第15条 市長は、景観重要建造物等の指定をしたときは、当該景観重要建造物等ごとの管理方法の基準を定めるものとする。

第5章 助成

第16条 市長は、良好な景観の形成に寄与すると認められる行為を行う者に対し、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

第6章 常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議

(設置)

第17条 景観計画を推進するため、常滑市やきもの散歩道地区景観計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、市長の求めに応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 景観計画の変更に関すること。
- (2) 景観重要建造物等の指定及び解除に関すること。
- (3) その他景観計画の推進に係る重要な事項に関すること。

(委員)

第18条 推進会議に委員を置き、委員は、市長が委嘱する。

2 推進会議の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第19条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、推進会議に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該事項の調査審議が終了したときに解職されるものとする。

第7章 景観アドバイザー

第20条 景観計画を推進するため、景観アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 景観計画に係る専門的事項の助言及び指導に関すること。
- (2) 景観計画の行為の届出に係る助言及び指導に関すること。
- (3) その他地区の良好な景観の形成に係る助言及び指導に関すること。

- 3 アドバイザーは、市長が委嘱する。
- 4 アドバイザーの任期は、2年とする。
- 5 アドバイザーは、再任されることができる。

第8章 雑則

(委任)

第21条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。